

議案第66号

三宅町との定住自立圏形成協定の一部変更について

三宅町との間における定住自立圏形成協定の一部を別紙のとおり変更することについて、天理市議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年12月天理市条例第28号）第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出

天理市長 並 河 健

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成27年3月27日に天理市（以下「甲」という。）と三宅町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の1の教育の分野に次のように加える。

(2) 文化財の保護及び利活用の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の文化財の価値や魅力に対する理解を深め、圏域の魅力の向上を図るため、文化財の適切な保護・保存と活用について広域連携による取組を推進する。	甲は、乙と連携して、圏域の文化財を適切な状態で保護・保存するとともに、圏域内外へ情報を発信し、文化財の積極的な利活用を図る。	乙は、甲と連携して、圏域の文化財を適切な状態で保護・保存するとともに、圏域内外へ情報を発信し、文化財の積極的な利活用を図る。

別表第1の2の産業振興の分野に次のように加える。

(3) 中心市街地におけるにぎわいの創出

取組内容	甲の役割	乙の役割
にぎわいと交流の核となる圏域内の中心市街地における都市機能を充実させ、圏域住民の利便性の向上を図るとともに、まちの活性化に資する取組を推進し、にぎわい・活力の創出を図る。	甲は、甲の中心市街地において、圏域の「にぎわい中心拠点」として、様々な都市機能の強化を図るとともに、乙と連携して、中心市街地の活性化に資する事業等の実施及び効果的な情報発信に取り組む。	乙は、乙の中心市街地において、様々な都市機能の強化を図るとともに、甲と連携して、中心市街地の活性化に資する事業等の実施及び効果的な情報発信に取り組む。

別表第2中

「1 道路等の交通インフラの整備

(1) 交通結節点機能等の整備

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の鉄道主要駅の結節点機能を向上させることにより、広域的な動きを支える鉄道機能を充実、強化するとともに、	甲は、鉄道主要駅の駅前広場、駐車場等を整備することにより、公共交通の結節点となる鉄道駅周辺機能の充実を図ると	乙は、圏域内における副次拠点として、乙の行政区域内の鉄道主要駅を整備することにより、甲の中心市街地への移動を円

新たなにぎわいを創出し、圏域住民の利便性の向上及び圏域の均衡ある発展に取り組む。	ともに、中心市街地を活性化し、圏域住民の利便性の向上や来街者の回遊促進を図る。	滑にするとともに、利便性、回遊性を高める交通環境の充実を図る。
--	---	---------------------------------

2 地産地消

(1) 特産品等のPR、販路拡大の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の特産品等について、関係団体等と連携し、情報共有を行い、販売戦略を展開するとともに、地域ブランド化の推進を図る。	甲は、圏域内の特産品等の情報を共有し、乙とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。	乙は、圏域内の特産品等の情報を共有し、甲とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。

を

「1 地産地消

(1) 特産品等のPR、販路拡大の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の特産品等について、関係団体等と連携し、情報共有を行い、販売戦略を展開するとともに、地域ブランド化の推進を図る。	甲は、圏域内の特産品等の情報を共有し、乙とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。	乙は、圏域内の特産品等の情報を共有し、甲とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。

に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 天理市川原城町605番地

天理市

天理市長 並 河 健

乙 磯城郡三宅町大字伴堂689番地

三宅町

三宅町長 森 田 浩 司